

空き家を **きれい** に片付けて、 流通させませんか。活用しませんか。

家財道具等処分費の3分の2 **最大5万円** を補助します

市内にある空き家の利活用を図るため、※渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する方に、費用の一部を補助金として交付します。

※空き家バンク登録希望の所有者の方は、ぜひご相談ください。

① 対象となる人

空き家バンクに物件登録する者、または空き家バンク登録物件の利用申し込みをした個人（法人は対象外です。）

② 対象となる空き家

「渋川市空き家バンク」に登録済みの物件、または登録申請中の物件

③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまるのが条件です。

ア) 市税等を滞納していないこと。

イ) 家財道具等の処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を受けている業者に委託すること。*注1

ウ) 当該補助対象空き家に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと。

エ) 渋川市空家解体事業補助金を利用しないこと。

*注1 別紙：渋川市一般廃棄物収集運搬業許可一覧をご参照ください

※着手または片付けが終了しているものは、補助金の対象外となります。

※空き家バンク登録期間は、渋川市空家解体事業補助金と併用は出来ません。



④ 対象となる費用

ア) 特定家庭用機器再商品化法により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金

イ) 家財道具等の処分に要する費用（自ら行うものも含む）。

ウ) 空き家の片付けとともに、敷地内の樹木の剪定伐採及び処分をする場合はその費用

エ) イ) ウ) の運搬についての費用、また一般廃棄物収集運搬業者に委託する際の家財道具等の収集運搬料金及び処分手数料



(裏面あり)

⑤ 補助金の額

片付けに要した費用又は委託費の3分の2です。ただし、限度額は5万円です。

⑥ 申込期間

令和6年4月1日（月）から ※予算に達した時点で終了となります。

⑦ 申請時の提出書類

片付け着手予定の7日前までに次の書類を窓口まで提出してください。

ア) 補助金交付申請書（様式第1号）

ウ) 市税等の完納証明書（未納額のない証明書）。*注2

エ) 片付けにかかる経費の見積額及びその内訳がわかる書類（自ら片付けを行わない場合は、委託業者が作成した見積書）

オ) 片付け前の補助対象空き家の状況写真

キ) 空き家バンクに登録した物件が共有名義の場合は、共有名義同意書（様式第2号）。ただし、同意書が得られない場合は、誓約書（様式第3号）。

ク) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

***注2** お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑧ 片付け完了時の提出書類

片付けが完了したら、片付けの完了後30日以内かつ令和7年3月25日（火）までに下記の書類を窓口まで提出してください。

ア) 完了実績報告書（様式第7号）

イ) 片付けに要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

（領収書のコピーまたは支払いが確認できる書類（振込用紙等）のコピー等）

ウ) 片付け後の補助対象空き家の状況写真

エ) 状況によりその他の書類が必要となる場合があります。



詳細はご相談ください

問い合わせ先 **渋川市 市民協働推進課**（渋川市役所本庁舎2階）

TEL 0279-22-2401 FAX 0279-24-6541 Mail akiya@city.shibukawa.gunma.jp